

三島	四三	西條	公	壬生川	癸一	豐前門司	四七	主要仕出港
高濱	六八	長濱	六八	八幡濱	三二			
吉田	一五	宇和島	一五	土佐高知	七一			
●西海道								
發送	七六七噸	到着	六一八噸	鐵道	一五〇噸	主要仕出港		
●琉球及臺灣								
發送	(海運 七五三噸)	到着	(海運 五噸)	主要仕出港				
●北海道及樺太								
發送	三八〇噸	到着	二四二五噸	鐵道	三噸	主要仕出港		
●朝鮮								
發送	五七二噸	到着	三四噸	鐵道	一四三噸	主要仕出港		
●外國								
發送	(海運 〇、六七噸)	到着	(海運 一六、九七噸)	主要仕出港				
關東洲大連	三、一	支那安東縣	三、一	釜山	五三	馬山	五三	主要仕出港
牛莊	一三九	天津	一三九	木浦	三三	仁川	二二	
芝罘	四三	青島	四三	元山	二七	西湖津	二五	
漢口	七三	南京	七三	清津	一三	城津	一三	
英領香港	九二	福	九二	釜	一三	新嘉坡	一三	
印度加爾各答	六	比律賓尼刺	六	達州	一三	群山	三三	
滙豐	一三	泰國	一三	木浦	三三	麥群山	三三	
支那上海	九六	澳大利トリエスト	一、〇〇七	元山	一三	支那安東縣	三、一	
白耳義アントハーブ	三三	獨逸ハンブルグ	二、九〇	芝罘	一三	馬山	五三	
リバプール	二三三	英國倫敦	二、九〇	牛莊	一三	仁川	二二	
ミツトルスピロ	三三	葛士哥	三三	芝罘	一三	西湖津	二五	
タコマ	二三	北美紐約	二三	漢口	一三	城津	一三	
丁抹哥々ベンハーベン	二三	瑞典哥德堡	二三	英領香港	一三	新嘉坡	一三	
ブルグ	二三	ノルウェイ	二三	印度加爾各答	六	群山	三三	

第二款 其他海運主要貨物

既記の如く鐵道貨物の品種は、鐵道院神戸管理局の主要品目によりたる結果、海運貿易の品種と一致せざるものあり、前款には兩者の一致せるもののみと掲げたるも、其他海運貨物として重要なもの少なからざるを以て、本款に於ては是等海運主要貨物の集散状態を掲げたり。

一 鐵及金屬製品			發送	一四二、四一五噸	到着	一〇七、四二七噸
●畿内						
主要仕向港						
發送	二〇、三〇噸	到着	三〇、九〇噸			
主要仕向港						
播津神戶	一〇一	兵庫	三、四一	尼ヶ崎	一、二八	
西ノ宮	三七	御影	二五	和泉岸和田	八	
岸和田	五七					
●東海道						
主要仕出港						
發送	六、六七噸	到着	三、四六噸			
主要仕向港						
陸前石ノ巻	三六	陸奥青森	二〇〇	羽前加茂	五	
羽後士崎	一三	酒田	二三			
●山陰道						
主要仕向港						
發送	一五、六七噸	到着	一、九噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●北陸道						
主要仕向港						
發送	四、三七噸	到着	三、三七噸			
主要仕向港						
石見濱田	五九	出雲松江	一六	伯耆境		
●東山道						
主要仕向港						
發送	八、六七噸	到着	三、四六噸			
主要仕向港						
陸前石ノ巻	三六	陸奥青森	二〇〇	羽前加茂	五	
羽後士崎	一三	酒田	二三			
●山陰道						
主要仕向港						
發送	一五、六七噸	到着	一、九噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●南海道						
主要仕向港						
發送	三、四七噸	到着	三、四六噸			
主要仕向港						
陸前石ノ巻	三六	陸奥青森	二〇〇	羽前加茂	五	
羽後士崎	一三	酒田	二三			
●東山道						
主要仕向港						
發送	八、六七噸	到着	三、四六噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●山陰道						
主要仕向港						
發送	一五、六七噸	到着	一、九噸			
主要仕向港						
石見濱田	五九	出雲松江	一六	伯耆境		
●北陸道						
主要仕向港						
發送	四、三七噸	到着	三、三七噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●東山道						
主要仕向港						
發送	八、六七噸	到着	三、四六噸			
主要仕向港						
陸前石ノ巻	三六	陸奥青森	二〇〇	羽前加茂	五	
羽後士崎	一三	酒田	二三			
●山陰道						
主要仕向港						
發送	一五、六七噸	到着	一、九噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●北陸道						
主要仕向港						
發送	四、三七噸	到着	三、三七噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●山陰道						
主要仕向港						
發送	一五、六七噸	到着	一、九噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●北陸道						
主要仕向港						
發送	四、三七噸	到着	三、三七噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●山陰道						
主要仕向港						
發送	一五、六七噸	到着	一、九噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●北陸道						
主要仕向港						
發送	四、三七噸	到着	三、三七噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●山陰道						
主要仕向港						
發送	一五、六七噸	到着	一、九噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●山陰道						
主要仕向港						
發送	一五、六七噸	到着	一、九噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●山陰道						
主要仕向港						
發送	一五、六七噸	到着	一、九噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●山陰道						
主要仕向港						
發送	一五、六七噸	到着	一、九噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●山陰道						
主要仕向港						
發送	一五、六七噸	到着	一、九噸			
主要仕向港						
越中伏木	五九	越後新潟	七			
●山陰道						
主要仕向港						
發送	一五、六七噸	到着	一、九噸			
主要仕向港						
越中伏木						

五四〇

主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
外國	英國ミットルスホロ	北米バンタバ	上海	三五	漢口
朝鮮	支那牛莊	支那安東縣	釜山	三一	仁川
主要仕向港	莫大小及タオル	莫大連	莫群山	二三	高松
主要仕向港	莫大小及タオル	莫大連	莫群山	二三	高松

主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
外國	英國ミットルスホロ	北米バンタバ	上海	三五	漢口
朝鮮	支那牛莊	支那安東縣	釜山	三一	仁川
主要仕向港	莫大小及タオル	莫大連	莫群山	二三	高松
主要仕向港	莫大小及タオル	莫大連	莫群山	二三	高松

五 樂

○畿内	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○北陸道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○東海道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○山陰道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○山陽道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○南海道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○北陸道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○東山道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○山陰道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○山陽道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島

五 品

品	發送 四九、三二六噸 到着 六〇、三四三噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○南海道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○東山道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○山陰道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○山陽道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○北陸道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○東海道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○山陰道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島
○山陽道	發送 三六八噸 到着 二三六噸	主要仕向港	北海道函館	北米バントルスホロ	天津	三六	青島

五四四

主要仕出港	播磨明石	西 網干	毫 長門下ノ關	一七
●南海道	發送 一六三噸	到着 一五三噸		
主要仕向港	紀伊加太	西 田邊	毫 三輪崎	
	淡路州本	二 阿波撫養	三 西德島	
	讚岐高松	二 多度津	四 九龜	
	伊豫高濱	三 土佐高知	五 九龜	
主要仕出港	紀伊三輪崎	毫 阿波撫養	三 德島	
	三	三	三	
	兵庫	四 土佐高知	四 九龜	
●西海道	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	橋	三	三	
	伊勢四日市	三 尾張名古屋	四 德島	
	東京	一 四三	五 安平	
主要仕出港	八荒			
●畿 内	發送 五三三噸	到着 一六三噸		
主要仕向港	攝津神戶	二 兵庫	三 四三	
	攝津神戶	四 兵庫	四 四三	
●東海道	發送 二五七噸	到着 一五三噸		
主要仕向港	攝津神戶	三 兵庫	三 四三	
	伊勢四日市	三 尾張名古屋	四 武藏横濱	
主要仕出港	物			
●北海道及樺太	發送 九噸	到着 二三三噸		
主要仕出港	豐後大分	一 薩摩鹿島	二 金	
	筑後大川	充 肥前長崎	三 朝	
	主要仕出港	豐前門司	一七 肥前長崎	
	豐後大分	一 薩摩鹿島	二 金	
●朝	發送 二六三噸	到着 二五噸		
主要仕向港	琉球那霸	三 澎湖打狗	五 安平	
	琉球那霸	三 澎湖打狗	五 安平	
	琉球那霸	三 澎湖打狗	五 安平	
●外 國	發送 二六六噸	到着 二五噸		
主要仕出港	關東州大連	一三七 霧領浦據斯德	二 朝	
	支那安東縣	三 呂宋牛莊	三 朝	
	天 津	一六六 青島	三 朝	
	主	二一七 上海	二 朝	
	英領新嘉坡	二一〇 鎮江	三 朝	
主要仕向港	金山	三 木浦	三 朝	
	主	一 仁川	三 朝	
●朝	發送 二六六噸	到着 二五噸		
主要仕向港	關東州大連	一三七 霧領浦據斯德	二 朝	
	支那安東縣	三 呂宋牛莊	三 朝	
	天 津	一六六 青島	三 朝	
	主	二一七 上海	二 朝	
	英領新嘉坡	二一〇 鎮江	三 朝	
主要仕向港	金山	三 木浦	三 朝	
	主	一 仁川	三 朝	
●山陰道	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	越前石ノ巻	三 関東青森	三 羽後土崎	
	酒 田	三 関東青森	三 羽後土崎	
●北陸道	發送 二六噸	到着 三噸		
主要仕向港	越中伏木	三 越後新潟	四 七	
	主	三 越後新潟	四 七	
●東山道	發送 二六噸	到着 三噸		
主要仕向港	陸前石ノ巻	三 関東青森	三 羽後土崎	
	酒 田	三 関東青森	三 羽後土崎	
●山陽道	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	石見濱田	三 長門下ノ關	三 朝	
	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●山陰道	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	越後新潟	三 長門下ノ關	三 朝	
	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕出港	關東州大連	一三七 霧領浦據斯德	二 朝	
	支那安東縣	三 呂宋牛莊	三 朝	
	天 津	一六六 青島	三 朝	
	主	二一七 上海	二 朝	
	英領新嘉坡	二一〇 鎮江	三 朝	
主要仕向港	金山	三 木浦	三 朝	
	主	一 仁川	三 朝	
●朝	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安藝吳	三 廣島	二 周防柳井津	二 朝
	三田尻	三 長門下ノ關	三 朝	
主要仕出港	主	三 長門下ノ關	三 朝	
●外 國	發送 二三三噸	到着 二六噸		
主要仕向港	播磨明石	三 高砂	三 飾磨	二 朝
	網干	三 備前岡山	二 備後尾ノ道	二 朝
	安			

第七章 海運集散貨物市內分布狀態

寶鏡山房詩集

市内各所に集散せられたる發送二百十七萬餘噸、到着五百七十一萬餘噸、計七百八十九萬噸の分布状態を略叙せんとす、今全市内を古來よりの稱呼及河川の脈絡等により左表の如く二十一區域に大別するに、

五六六

之を要するに、到着は築港に近き西部地域に多く、發送は舊市場及工業地に其大部を占むるを見るなり。

更に積載船種による貨物分布の關係を見るに、安治川出入漁船貨物にありては、發送は南船場、北船場を最とし、西野田福島西九條地區及中ノ島地帶其大部を占む。

築港出入漁船貨物にありては、發送は南船場、北船場を最とし、之に次ぐを堀江西道頃堀、春日出櫻島、西野田福島西九條地區等とす。

神戸接續船貨物にありては、發送は南船場を第一とし、西野田福島西九條方面、北船場、中ノ島、阿波堀立賣堀、堀江西道頃堀等の地區之に次ぎ、到着は堀江西道頃堀及西野田、福島、西九條の兩地を第一とし、本田富島九條、中ノ島、日本橋難波幸町、稗島傳法及松島三軒家泉尾の各地區亦歎なからず。

帆船貨物にありては、發送は西野田福島西九條地區を首位とし、春日出櫻島、南船場、堀江西道頃堀、北船場、松島三軒家泉尾、境川以西及駁の各地區等之に次ぎ、到着は境川以西、春日出櫻島、松島三軒家泉尾、西野田福島西九條地區等大部を占め、日本橋難波幸町及堀江西道頃堀、阿波堀立賣堀地區等之に次ぎ、其他は比較的歎なし。

大阪港海運出入貨物市内分布地域別噸量表

地 域	安治川出入漁船貨物			築港出入漁船貨物			神戸接續船貨物			帆 船 貨 物			合 計
	發	送	到 着	發	送	到 着	發	送	到 着	發	送	到 着	
北 船 場	四、六、七	五、一、二	三、一、三	六、〇、二	六、〇、二	五、一、二	九、四、二	一、四、五	三、一、五	三、〇、四	三、一、五	一、一、九	三、〇、四
南 船 場	三、六、七	四、一、二	三、一、三	七、九、八	七、九、八	六、一、二	三、四、二	二、一、三	三、一、二	三、〇、四	三、一、二	一、一、九	三、〇、四
中 島	一、一、一	一、一、一	一、一、一	七、九、八	七、九、八	六、一、二	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
土佐堀京門堀及江ノ子島	一、一、一	一、一、一	一、一、一	七、九、八	七、九、八	六、一、二	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
朝 堀	一、一、一	一、一、一	一、一、一	七、九、八	七、九、八	六、一、二	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
阿 波 堀	一、一、一	一、一、一	一、一、一	七、九、八	七、九、八	六、一、二	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
堀 江 及 西 道 頃 堀	一、一、一	一、一、一	一、一、一	七、九、八	七、九、八	六、一、二	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
計	五、〇、三	五、七、八	五、七、八	九、九、七	九、九、七	九、九、七	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一

地 域	安治川出入漁船貨物			築港出入漁船貨物			神戸接續船貨物			帆 船 貨 物			合 計
	發	送	到 着	發	送	到 着	發	送	到 着	發	送	到 着	
日本橋難波及幸町	一、六、五	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
上 町 天 王 寺	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
上 町 一 帶	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
東 天 滿 一 帶	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
西 天 滿 梅 田 及 堂 島	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
西 野 田 福 島 及 西 九 條	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
北部接續町村	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
稗 島 及 傳 法	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
春 日 出 櫻 島 町	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
本 田 富 島 及 九 條	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
境 川 以 西 櫻 島 港	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
松 島 三 軒 家 及 泉 尾	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
木 津 及 西 津	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一
計	五、〇、三	五、七、八	五、七、八	九、九、七	九、九、七	九、九、七	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一

備考 本表ニハ鐵道ニ連絡輸送セラレタル貨物ナモ其停車場所在地區ノ出入貨物中ニ包含セシメタリ以下同ジ

第二章 市内分布貨物の貿易別

前記各地區出入貨物を、更に貿易別に觀察するときは、内地貿易にありて發送の主なるものは、西野田、福島及西九條地區、南北船場、中ノ島及北船場等にして、南北船場は全製品的主要市場たり、西野田福島西九條地區は工場地として、中ノ島は倉庫地帶として當然なるべく、到着は、春日出櫻島、境川以西、松島三軒屋泉尾等を出でとす、蓋し帆船入貨の大原料品は、西野田、福島及西九條、日本橋難波幸町の各地區之に次ぐも著しく劣れり、是れ輸移出は全製品を主とするが故なるべし、同到着は堀江西道頃堀

岸地域に入貨せらるるに依る。

朝鮮及外國貿易は、發送にありては南北船場を主位とし、西野田福島西九條、堀江西道頃堀、阿波堀立賣堀、東天滿一帶、本田富島九條、日本橋難波幸町の各地區之に次ぐも著しく劣れり、是れ輸移出は全製品を主とするが故なるべし、同到着は堀江西道頃堀

堀を第一とし、西野田福島西九條、境川以西、日本橋難波幸町の各地區優勢を占む。就中堀江西道頓堀地區は東京、杉村、住友の三大倉庫ありて外國輸移入品中の大宗たる穀類を收容するを以て、二十八萬餘噸の巨額を算し、西野田福島西九條地區も亦東京、大阪、住友三倉庫搬入の穀類、棉花、鐵材等多量に上るを以て二十一萬餘噸に達せり。

市内分布貨物貿易別噸量表

地域別	貿易別		地	内	外	易
	輸出港	輸入港				
北船場	横浜港	安治川	北船場	二、八四	四、六四	發
南北船場	横浜港	安治川	南北船場	三、一六六	九、一八三	内
中島内	横浜港	安治川	中島内	一、尤一	一、尤一	地
江子島及	横浜港	安治川	江子島及	一、九二	一、九二	送
土佐ノ子島	横浜港	安治川	土佐ノ子島	一、九三	一、九三	到
阿波堀長堀間	横浜港	安治川	阿波堀長堀間	一、九四	一、九四	貿
堀江及西道頓堀	横浜港	安治川	堀江及西道頓堀	一、九五	一、九五	易
日本橋難波及幸町	横浜港	安治川	日本橋難波及幸町	一、九六	一、九六	着
上町天王寺	横浜港	安治川	上町天王寺	一、九七	一、九七	外
東天満一帶	横浜港	安治川	東天満一帶	一、九八	一、九八	内
上町一帶	横浜港	安治川	上町一帶	一、九九	一、九九	外
日本橋難波及堂島	横浜港	安治川	日本橋難波及堂島	一、一〇〇	一、一〇〇	内
木津及西濱	横浜港	安治川	木津及西濱	一、一〇一	一、一〇一	外
淡路平野町	横浜港	安治川	淡路平野町	一、一〇二	一、一〇二	内
北船場	横浜港	安治川	北船場	一、一〇三	一、一〇三	外
春日出明櫻島町	横浜港	安治川	春日出明櫻島町	一、一〇四	一、一〇四	内
北部接續町村	横浜港	安治川	北部接續町村	一、一〇五	一、一〇五	外
稗島及傳法	横浜港	安治川	稗島及傳法	一、一〇六	一、一〇六	内
西天満梅田及堂島	横浜港	安治川	西天満梅田及堂島	一、一〇七	一、一〇七	外
西野田福島及西九條	横浜港	安治川	西野田福島及西九條	一、一〇八	一、一〇八	内
本田富島及九條	横浜港	安治川	本田富島及九條	一、一〇九	一、一〇九	外
境川以西築港	横浜港	安治川	境川以西築港	一、一〇九	一、一〇九	内
松島三軒家及泉尾	横浜港	安治川	松島三軒家及泉尾	一、一〇九	一、一〇九	外
木津及西濱	横浜港	安治川	木津及西濱	一、一〇九	一、一〇九	内
淡路平野町	横浜港	安治川	淡路平野町	一、一〇九	一、一〇九	外
北船場	横浜港	安治川	北船場	一、一〇九	一、一〇九	内
春日出明櫻島町	横浜港	安治川	春日出明櫻島町	一、一〇九	一、一〇九	外
北部接續町村	横浜港	安治川	北部接續町村	一、一〇九	一、一〇九	内
稗島及傳法	横浜港	安治川	稗島及傳法	一、一〇九	一、一〇九	外
西天満梅田及堂島	横浜港	安治川	西天満梅田及堂島	一、一〇九	一、一〇九	内
西野田福島及西九條	横浜港	安治川	西野田福島及西九條	一、一〇九	一、一〇九	外
本田富島及九條	横浜港	安治川	本田富島及九條	一、一〇九	一、一〇九	内
境川以西築港	横浜港	安治川	境川以西築港	一、一〇九	一、一〇九	外
松島三軒家及泉尾	横浜港	安治川	松島三軒家及泉尾	一、一〇九	一、一〇九	内
木津及西濱	横浜港	安治川	木津及西濱	一、一〇九	一、一〇九	外
淡路平野町	横浜港	安治川	淡路平野町	一、一〇九	一、一〇九	内
北船場	横浜港	安治川	北船場	一、一〇九	一、一〇九	外
春日出明櫻島町	横浜港	安治川	春日出明櫻島町	一、一〇九	一、一〇九	内
北部接續町村	横浜港	安治川	北部接續町村	一、一〇九	一、一〇九	外
稗島及傳法	横浜港	安治川	稗島及傳法	一、一〇九	一、一〇九	内
西天満梅田及堂島	横浜港	安治川	西天満梅田及堂島	一、一〇九	一、一〇九	外
西野田福島及西九條	横浜港	安治川	西野田福島及西九條	一、一〇九	一、一〇九	内
本田富島及九條	横浜港	安治川	本田富島及九條	一、一〇九	一、一〇九	外
境川以西築港	横浜港	安治川	境川以西築港	一、一〇九	一、一〇九	内
松島三軒家及泉尾	横浜港	安治川	松島三軒家及泉尾	一、一〇九	一、一〇九	外
木津及西濱	横浜港	安治川	木津及西濱	一、一〇九	一、一〇九	内
淡路平野町	横浜港	安治川	淡路平野町	一、一〇九	一、一〇九	外
北船場	横浜港	安治川	北船場	一、一〇九	一、一〇九	内
春日出明櫻島町	横浜港	安治川	春日出明櫻島町	一、一〇九	一、一〇九	外
北部接續町村	横浜港	安治川	北部接續町村	一、一〇九	一、一〇九	内
稗島及傳法	横浜港	安治川	稗島及傳法	一、一〇九	一、一〇九	外
西天満梅田及堂島	横浜港	安治川	西天満梅田及堂島	一、一〇九	一、一〇九	内
西野田福島及西九條	横浜港	安治川	西野田福島及西九條	一、一〇九	一、一〇九	外
本田富島及九條	横浜港	安治川	本田富島及九條	一、一〇九	一、一〇九	内
境川以西築港	横浜港	安治川	境川以西築港	一、一〇九	一、一〇九	外
松島三軒家及泉尾	横浜港	安治川	松島三軒家及泉尾	一、一〇九	一、一〇九	内
木津及西濱	横浜港	安治川	木津及西濱	一、一〇九	一、一〇九	外
淡路平野町	横浜港	安治川	淡路平野町	一、一〇九	一、一〇九	内
北船場	横浜港	安治川	北船場	一、一〇九	一、一〇九	外
春日出明櫻島町	横浜港	安治川	春日出明櫻島町	一、一〇九	一、一〇九	内
北部接續町村	横浜港	安治川	北部接續町村	一、一〇九	一、一〇九	外
稗島及傳法	横浜港	安治川	稗島及傳法	一、一〇九	一、一〇九	内
西天満梅田及堂島	横浜港	安治川	西天満梅田及堂島	一、一〇九	一、一〇九	外
西野田福島及西九條	横浜港	安治川	西野田福島及西九條	一、一〇九	一、一〇九	内
本田富島及九條	横浜港	安治川	本田富島及九條	一、一〇九	一、一〇九	外
境川以西築港	横浜港	安治川	境川以西築港	一、一〇九	一、一〇九	内
松島三軒家及泉尾	横浜港	安治川	松島三軒家及泉尾	一、一〇九	一、一〇九	外
木津及西濱	横浜港	安治川	木津及西濱	一、一〇九	一、一〇九	内
淡路平野町	横浜港	安治川	淡路平野町	一、一〇九	一、一〇九	外
北船場	横浜港	安治川	北船場	一、一〇九	一、一〇九	内
春日出明櫻島町	横浜港	安治川	春日出明櫻島町	一、一〇九	一、一〇九	外
北部接續町村	横浜港	安治川	北部接續町村	一、一〇九	一、一〇九	内
稗島及傳法	横浜港	安治川	稗島及傳法	一、一〇九	一、一〇九	外
西天満梅田及堂島	横浜港	安治川	西天満梅田及堂島	一、一〇九	一、一〇九	内
西野田福島及西九條	横浜港	安治川	西野田福島及西九條	一、一〇九	一、一〇九	外
本田富島及九條	横浜港	安治川	本田富島及九條	一、一〇九	一、一〇九	内
境川以西築港	横浜港	安治川	境川以西築港	一、一〇九	一、一〇九	外
松島三軒家及泉尾	横浜港	安治川	松島三軒家及泉尾	一、一〇九	一、一〇九	内
木津及西濱	横浜港	安治川	木津及西濱	一、一〇九	一、一〇九	外
淡路平野町	横浜港	安治川	淡路平野町	一、一〇九	一、一〇九	内
北船場	横浜港	安治川	北船場	一、一〇九	一、一〇九	外
春日出明櫻島町	横浜港	安治川	春日出明櫻島町	一、一〇九	一、一〇九	内
北部接續町村	横浜港	安治川	北部接續町村	一、一〇九	一、一〇九	外
稗島及傳法	横浜港	安治川	稗島及傳法	一、一〇九	一、一〇九	内
西天満梅田及堂島	横浜港	安治川	西天満梅田及堂島	一、一〇九	一、一〇九	外
西野田福島及西九條	横浜港	安治川	西野田福島及西九條	一、一〇九	一、一〇九	内
本田富島及九條	横浜港	安治川	本田富島及九條	一、一〇九	一、一〇九	外
境川以西築港	横浜港	安治川	境川以西築港	一、一〇九	一、一〇九	内
松島三軒家及泉尾	横浜港	安治川	松島三軒家及泉尾	一、一〇九	一、一〇九	外
木津及西濱	横浜港	安治川	木津及西濱	一、一〇九	一、一〇九	内
淡路平野町	横浜港	安治川	淡路平野町	一、一〇九	一、一〇九	外
北船場	横浜港	安治川	北船場	一、一〇九	一、一〇九	内
春日出明櫻島町	横浜港	安治川	春日出明櫻島町	一、一〇九	一、一〇九	外
北部接續町村	横浜港	安治川	北部接續町村	一、一〇九	一、一〇九	内
稗島及傳法	横浜港	安治川	稗島及傳法	一、一〇九	一、一〇九	外
西天満梅田及堂島	横浜港	安治川	西天満梅田及堂島	一、一〇九	一、一〇九	内
西野田福島及西九條	横浜港	安治川	西野田福島及西九條	一、一〇九	一、一〇九	外
本田富島及九條	横浜港	安治川	本田富島及九條	一、一〇九	一、一〇九	内
境川以西築港	横浜港	安治川	境川以西築港	一、一〇九	一、一〇九	外
松島三軒家及泉尾	横浜港	安治川	松島三軒家及泉尾	一、一〇九	一、一〇九	内
木津及西濱	横浜港	安治川				

五五四

各地區集散貨物を、品類により観察するときは、食料品の發送は中ノ島を第一とし、南船場、東天滿一帶、堀江西道頓堀、鞆、北船場、阿波堀立賣堀等の各地區之に次ぎ、同到着は堀江西道頓堀及中ノ島を出色とし、鞆、東天滿、日本橋難波幸町、阿波堀、西天滿梅田堂島、土佐堀京町堀の各地區亦渺なからず。

とし、西野田福島西九條方面、堀江西道頓堀及日本橋難波幸町地區等を擧ぐべし。原料用製品の發送は西野田福島西九條方面を第一とし、其他の地區は著しく劣れり、同到着は亦西野田福島西九條方面を主とし

全製品の發送は南北船場及中ノ島地帶大部を占め、西野田福島西九條地區之に次ぎ、同到着は中ノ島、南船場、西野田、福島、西九條地區及阿波堀立賣堀方面にもく、其他への入貨は比較的渺なし、尙詳細は別表示す所の如くなるが今各地區に於ける重要な出入貨物を列舉すれば左の如し。

第四類 市内分 布貿物の種類

發送貨物地圖別品種別表

原科品										漬漬及澱粉									
乾	漬	昆	海	其	穀	粉	及	澱	粉	其	漬	漬	昆	海	其	穀	粉	及	澱
麻	羽	獸	皮	及	獸	被	及	屑	物	巴	棉	棉	薪	木	竹	土	石	金	燐
苧	茅	及	毛	及	類	及	及	物	普	實	花	炭	藤	材	砂	材	物	膏	コ
																		タ	ク
																		ス	炭
																		一、二六	一、二七
																		一、二八	一、二九
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八
																		一、二九	一、二三
																		一、二四	一、二五
																		一、二六	一、二七
																		一、二八	一、二九
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八
																		一、二九	一、二三
																		一、二一	一、二二
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八
																		一、二九	一、二三
																		一、二一	一、二二
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八
																		一、二九	一、二三
																		一、二一	一、二二
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八
																		一、二九	一、二三
																		一、二一	一、二二
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八
																		一、二九	一、二三
																		一、二一	一、二二
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八
																		一、二九	一、二三
																		一、二一	一、二二
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八
																		一、二九	一、二三
																		一、二一	一、二二
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八
																		一、二九	一、二三
																		一、二一	一、二二
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八
																		一、二九	一、二三
																		一、二一	一、二二
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八
																		一、二九	一、二三
																		一、二一	一、二二
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八
																		一、二九	一、二三
																		一、二一	一、二二
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八
																		一、二九	一、二三
																		一、二一	一、二二
																		一、二三	一、二四
																		一、二五	一、二六
																		一、二七	一、二八

到着貨物地域別品種別表

計	雜容 品器	其他 雜品	金銀 塊寶石	種子及苗木	雜車 貨輛	藥品	物	印 刷
三七、九〇一	二元	一	一	四	三	七	一	一〇、九六
二三一、一五九	四	天	一	一〇	七	一	一五八	二、七七
二六、一六七	毛	一	一	一	八	六	一	一三〇
三三九、九〇九	一、八六	云	二	三四	九六	八、七〇八	一	七、七三
七、九〇三	四	二	一	一	四	一、二元七	一	六、〇一三
二六三、 三七	八五	一	一	一	八五	一、二五五	三	一
二二〇、八四一	一、四二	二	一	一	一、五四八	一〇、四五三	三六	四、七六
五四六、四一五	一、七三	四	一	一	一、八八四	三、五〇二	一	一、九三
三八三、 一三九	六七	一	三三	一	八	三、七四五	一	一
二二、三九三	四七	一	三〇	一	七	一八七	一	一
一三四、 七四二	九	一	一	一	一、三八	四、九〇三	九八	一
九一、六一九	二三	一	二	一	三五	四一六	一	六
九、一五七	二二	一	一	一	二三	九〇八	三	一
八九七、 三〇、八四六	一、三三	二	一	一	一、三六	二、七三	一	一
一〇九、 三五七	元	一	一	一	元	一	一	一
六三六、 六三三	九	一	一	一	九	二、六七〇	一	一
九四、 五九三	七六八	一	一	一	七六	九、九四	一	一
七九四、 八四七	一四二	一	七三	一	八六	一、八二三	二	大元
六四九、 一九一	三	一	一	一	三	二、〇五〇	三、八二三	一
〇一〇、 〇一〇	一〇	一	一	一	一〇	一、四二八	一	一

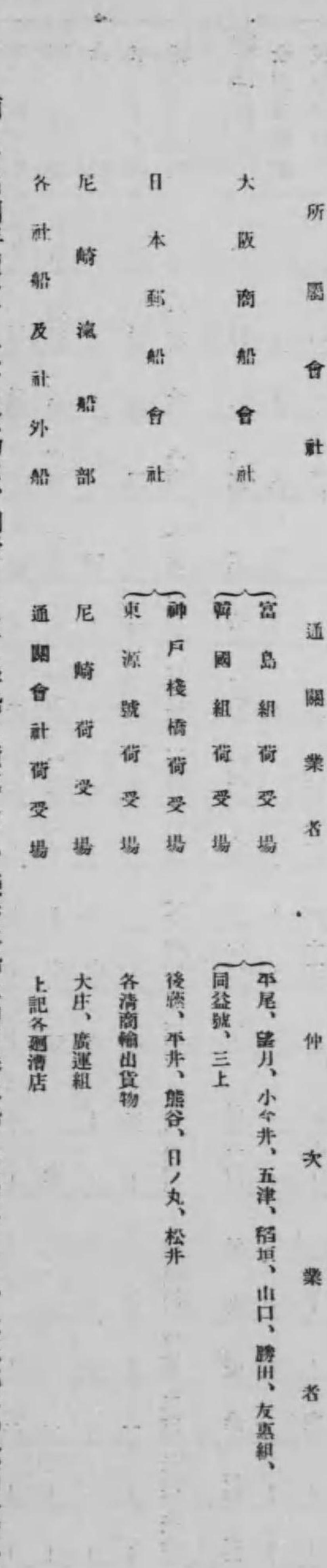
第二節 分布經路

第一 欽 荷 受 及 荷 捌 場

前記市内分布貨物の發着經路を略叙せんに、荷主直扱の場合を除く外、一般貨物にありては發送の場合は、各船主の直屬荷扱店及仲次廻漕店が、依託貨物を市内便宜の場所に設置せる各自の荷受場に陸路蒐集し、船に積合せて本船若くは税關に廻漕するを常態とす、但纏り貨物にありては荷受場を經由せず、直に船積となし本船舷側に廻漕するものなり。

の指定せる、收容所に直送せらる、尙朝鮮及外國輸移入貨物にありては、直許貨物を除く外は、通關手續の爲め、安治川尻兩岸の築港埠頭所在大阪稅關指定上屋に陸揚するを要す、左に主なる荷受場の狀況を略記すべし。

一大阪稅關荷受場 北區富島町大阪稅關構內及同濱地上屋千八百餘坪を總稱するものにして構内に富島組、韓國組、神戸棧橋、尼崎漁船部、東源號、通關會社の六通關業者あり、稅關よりは所屬上屋及地區を區割して、同業者に貸下げる、通關貨物の一時藏置を爲さしめ、通關業者は直接貨主より、又は各仲次業者より、同所に貨物を運搬し來りて其手續を爲す、外國貨物取扱業者左の如し。



場に集合せる噸量は、陸路二十五萬三千七百三十五噸、内上屋内手數二十一萬八千二百一噸、上屋外三萬五千五百三十四噸、水路七萬四百七十九噸、計三十二萬四千二百十四噸なりとす。

二韓國組東荷受場 東區横堀五丁目にある、南北船場より發送する、通關手數簡易なる、個々の貨物を蒐集回漕するものにして、纏り貨物及戻税品は、直接稅關荷受場に搬入さる、同河筋は大型艤船を使用する能はず、辛ふじて三十噸大の艤船を使用し居れり、従つて其取扱噸量も、大正元年中一萬九百餘噸に過ぎず、而して同荷受場經由貨物は、中味検査を要せざるもののみなるを以て、同所より直に本船に廻漕し、其大部は西横堀を経て、土佐堀川に出づるも、時としては立賣堀川を下り、木津川を遡航し、安治川に出づるものあり。

三 載國組西荷受場 大阪商船專屬にして西長堀南通五丁目にある、主として堀江方面の朝鮮貿易商及道頓堀、難波、島ノ内方面よりする出荷の蒐集場にして、鍋釜及硝子器を其主要なるものとす、大正元年中取扱噸量は七千八百噸にして、築港への經路は長堀川より木津川を遡航し、安治川を經由するものとす、其他同東荷受場に同じ。

五臺灣組東荷受場 横堀二丁目にあり、大阪商船臺灣航路の北船場方面仕出貨物を取扱ふ、大正元年中の取扱高は一萬噸なり、經由河筋は大部は大川に出づるものとす。

六臺灣組西荷受場 西長堀北通二丁目にあり、同じく南船場及島ノ内方面の荷受場なり、同年内の取扱高八千五百餘噸。

八富島組天滿出張所 北區樋ノ上町にあり、商船會社直扱の天滿方面仕出貨物を荷受す、同上取扱高九千八百餘噸なり。

九其他大阪商船會社專屬店荷受場 上記の外大阪商船專屬扱店に屬する荷受場の主なるもの左の如し。

富島組横堀出張所 西横堀三丁目 同立賣堀出張所 立賣堀南通六丁目
富島組深屋出張所 球屋町遞信管理局内 同難波出張所 南區難波元町五丁目
望月回漕店 西區親南通二丁目

一〇後藤回漕店荷受場 駅北通一丁目に在り、日本郵船會社専屬扱店にして内外各航路積貨物の受荷をなす、其大部は神戸本船積なり、尙同店荷受場は土佐堀一丁目南久寶寺町の二出張所を有す、其同年中取扱高は三萬七千餘噸あり。

一一熊谷回漕店 東區今橋二丁目にある、同じく郵船専屬にして其取扱高は僅少なり。

一二平井合資會社 東區今橋二丁目にあり、同じく郵船専屬にして其取扱高は甚だ多からず。

一三日ノ丸組荷受場 西區本町二番町にあり、同じく郵船専屬にして其取扱高は比較的少矣し。

一四大川運輸荷受場 現在立賣堀北通六丁目にあるも、大正元年には江戸堀南通一丁目に所在したり、其取扱高二萬餘噸なり。

一五富島波止場荷受場 大阪商船、日本郵船、尼崎漁船を始め其他各船主及回漕店の所屬にかかる富島波止場一帶の上屋及

倉庫に於ける、荷受總額は大正元年中七十八萬餘噸に達し、出貨總量の約三分の一に相當す、之等の貨物は主として河岸に繫留せる、内地航路の漁船に積載さるものなり。

今各荷受場の概況を述べんに、大阪商船に屬するものは、全部内航貨物にして、航路により荷受場を區別せり、其主なるものは富島組(内航各線直扱貨物)、臺灣組(臺灣線)、阿攝組(由良線、德島線)、山中回漕店支店(鹿兒島沖繩線)、山陰組(山陰線)、豐澤組(四國線内海線)、大商運輸會社(中國線)、紀勢組(三輪崎線、熱田線)、肥筑組(西九州各港行)なり、日本郵船會社に屬するものは、富島町同社倉庫を荷受場とし、其内部を各専屬店に仕切居れり、貨物は内地及歐洲線神戸積貨物なり、尼崎漁船部に属するものは、同社直扱荷受場を主とし、専屬扱店は大庄、廣運組等あり、其他住友漁船扱店の和合社を初め、各社外船荷受場あり。

尙荷捌場は前記の如く、其數頗る甚なく、其主なるものは、大阪稅關指定築港上屋、富島波止場荷捌場、大川運輸荷捌場等に過ぎず。

一大阪稅關指定築港市設輸入上屋 輸出外國貨物の富島町稅關と相對して、輸入外國貨物は歐洲貨物の中ノ島東京倉庫搬入

貨物を除く外、全部當所にて通關手數を爲すものにして、大正元年中當上屋搬入貨物は、五萬三千六百餘噸にして、内水路搬出五萬一千四百餘噸、陸路搬出一千九百餘噸なり、水路引取綴まり貨物を主とし、他は再び川口波止場若くは富島組横堀出張所に陸揚配達するものとす、陸路引取は直に貨主の指定せる場所に運搬するものにして、繕り貨物少なく且引取を急ぐ貨物を主とす。

二富島波止場荷捌場 富島波止場一帶の上屋を包含するものにして、岸接維繫せる内航漁船貨物及築港稅關手數済の外國貨物等を陸揚し、車輦にて陸路受荷主に配達す、大正元年中の荷捌噸量は八十六萬餘噸なり、荷捌扱業者の主なるものは富島組、神戸棧橋、尼崎漁船部等とす。

三大川運輸荷捌場 立賣堀六丁目にあり、同社入貨の小口物を此所に陸揚し、貨主に配達するものにして扱店は大深組なり。其他富島組横堀出張所、同立賣堀出張所等主なるものなり。

此他荷扱及荷捌場を經由せざる直船貨物は、發送五十二萬餘噸、到着百九十七萬餘噸、合計二百四十九萬餘噸にして、之が使用船船の中安治、木津、尻無の三川入津本船と連絡するものは、茶船及猪牙船と稱する積載量十五噸未満の小船舟大部を占め、其他は各荷受、荷捌所との間を連絡する二、三十噸の中型船なり、築港と市内間を連絡するものは、中型船大部を占め稀に大型船船を使用す。

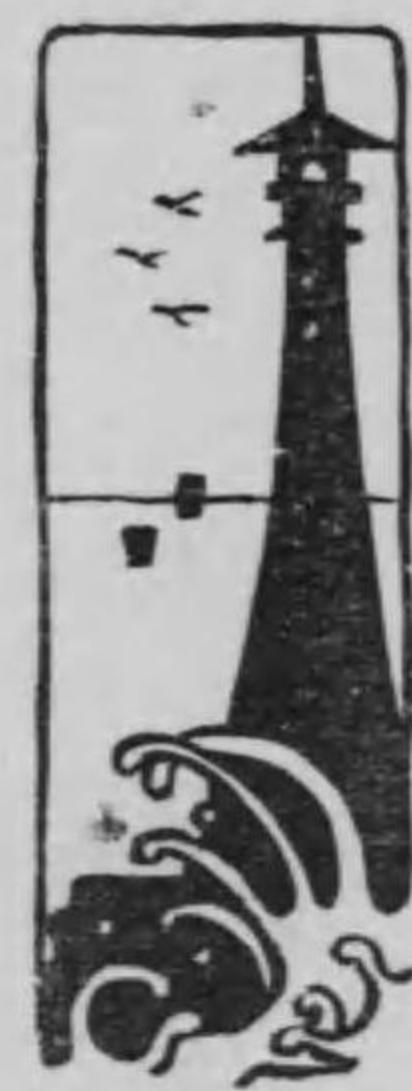
神戸接續の船船は五十噸乃至二百噸に至る大型船にして、之等積載貨物の市内小枝川に入るものは、端建藏橋附近に於て積換する事多し、其主なる發送地は西野田、新家、稗島、中ノ島、都島、安治川上通、四貫島、傳法、幸町、西道頓堀、北堀江、安堂寺橋通、難波、高岸町、西野田下ノ町、三軒家上ノ町、同下ノ町、湊町、立賣堀北通、天滿市場、櫻島、梅田町、木津三島町、西濱等にして、人造肥料、鐵材、鐵製品、米、木材、繩、精糖、粗糖、綿糸布、織棉、青蓮、セメント、硝子、平板、浪板、洋紙、果實、和洋酒等なり、到着地點は西道頓堀、立賣堀、帆、薩摩堀、築港埠頭の各倉庫所在地を主とし、都島、天滿市場、長堀、三軒家、櫻島、土佐堀、西野田新家、西野田下ノ町、稗島、幸町、難波高岸町、末吉橋通、安堂寺橋通等之に次ぎ米、豆、其他雜穀、砂糖、海產肥料、乾鹽魚、鐵材、卷紙洋紙、礦石類、木材、薪炭、棉花、石油、石炭等とす。

五七二

大阪市内發着貨物の大部は、河川を經由して分布せらるゝものなるは前述の如し、左表は各川經由噸量を示すものにして卷頭圖表と照せば其一般を窺ふに足らんか。

海運集散貨物各河川經由市內分布噸量表

海運集散貨物各河川經由市內分布噸量表



第八章 仲繼貨物

第一節 仲繼港としての大阪港

消費生産の大都市たる大阪港は勢ひ終着港たるの性質を有するも、其市場の勢力範囲は遠く内外各地に及べるを以て、一面に於ては又仲繼港たるの性質を具備せり。

大正元年中大阪に於て船舶鐵道の間に、直接連絡せる仲繼貨物は七十八萬七千餘噸にして、内

仕出地より海運にて到着し鐵道に接續發送せるもの 六十七萬餘噸、

同鐵道にて到着し海運に接續せるもの 十一萬六千餘噸、

にして尙ほ此他

仕出地より海運にて到着し再び海運により發送せるもの 十三萬餘噸、

あり、即ち海陸連絡及船舶間相互積換の仲繼貨物總量は九十一萬七千餘噸にして、海運より鐵道に接續せるものは海運到着總量の一割一分、鐵道發送總量の三割一分、鐵道より海運に連絡したものは鐵道到着總量の八分、海運發送總量の五分、及海運より海運に積換せられたるものは海運到着總量の二分、同發送の六分に相當せり、而かも以上は直接連絡貨物のみにして一旦市内に收容せられたる後、再び發送せられたるものを包含せず。

大阪港は現在にありては、西成線を除くの外臨港鐵道を有せざるに拘らず、尙此巨大なる仲繼貨物を有するに見れば、一日臨港

本線にして成るの曉には、此種船車連絡貨物は俄然として増加するに至るべし、且つ現在神戸港を經由して大阪以東の各地に發着する連絡貨物は、距離の關係上早晚大阪港に移動すべきものなるべし。

第二節 海陸連絡の経路

第一款 仲繼貨物の船舶荷役場所

前記仲繼貨物の海陸接續場所を見るに、船車連絡七十八萬七千餘噸及海運積換連絡發着二十六萬噸、計百四萬七千噸中、築港四割一分、四十三萬噸、安治川五割四分、五十六萬五千噸、木津川五分、五萬二千餘噸にして安治川中、富島附近は二割六分、二十七萬餘噸、其下流一帶は二割八分、二十九萬餘噸を有せり、安治川仲繼貨物中、富島附近に於て荷役せる船車連絡貨物の大部分は、梅田、湊町、其他市内各驛に連絡し、下流に於てせるものは主として安治川口驛と連絡せるものなり、築港に於ける船車連絡仲繼貨物は、櫻島驛に於て鐵道に連絡せるものの大部を占め、安治川口、梅田、湊町の各驛に接續せるもの亦尠なからず、木津川に出入せるものは湊町驛接續多し。

仲繼貨物海運連絡場所別順量表

驛別	發着別	到着	發送	計	仲繼貨物		鐵道ヨリ接續一海運		鐵道ヘ接續一海運		鐵道ヨリ接續一海運		鐵道ヘ接續一海運		鐵道ヨリ接續一海運		鐵道ヘ接續一海運		
					到着	發送	到着	發送	到着	發送	到着	發送	到着	發送	到着	發送	到着	發送	到着
築港	築港	築港	築港	三六、三五	三六、三五	三五、三九	三五、三九	三五、三九	三五、三九	三五、三九	三五、三九	三五、三九	三五、三九	三五、三九	三五、三九	三五、三九	三五、三九	三五、三九	三五、三九
安治川下流	築港	築港	築港	二三、二四	二三、二四	二三、二四	二三、二四	二三、二四	二三、二四	二三、二四	二三、二四	二三、二四	二三、二四	二三、二四	二三、二四	二三、二四	二三、二四	二三、二四	二三、二四
木津川	築港	築港	築港	三三、三七	三三、三七	三三、三七	三三、三七	三三、三七	三三、三七	三三、三七	三三、三七	三三、三七	三三、三七	三三、三七	三三、三七	三三、三七	三三、三七	三三、三七	三三、三七
合計	築港	築港	築港	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五
合計	到着	發送	計	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五

第二款 市内各驛經由仲繼貨物

市内各驛中本船との間に直接連絡の便を有するものは僅に櫻島、安治川口の二驛あるのみにして、他は駁船により辛ふじて本船との間を連絡せるものなるを以て、船車連絡仲繼貨物の大部は前記兩驛を經由す、殊に海運より鐵道に連絡せるに於て然り。之に次ぐを大阪驛とし其大部は安治川富島附近船舶との間に連絡せるものなり、湊町驛も亦道頓堀に面し、水路連絡の利便多きを以て木津川入津船舶との間に連絡せるもの比較的多量に上れり、其他片町、難波、天溝、網島、今宮、汐見橋及野田の各驛亦擧ぐるに足る。

仲繼貨物各驛發着順量表

驛別	發着別	到着	發送	計	仲繼貨物		鐵道ヨリ接續一海運		鐵道ヘ接續一海運		鐵道ヨリ接續一海運		鐵道ヘ接続一海運		鐵道ヨリ接続一海運		鐵道ヘ接続一海運		
					到着	發送	到着	發送	到着	發送	到着	發送	到着	發送	到着	發送	到着	發送	到着
櫻島	櫻島	櫻島	櫻島	六、九三	六、九三	六、九三	六、九三	六、九三	六、九三	六、九三	六、九三	六、九三	六、九三	六、九三	六、九三	六、九三	六、九三	六、九三	六、九三
安治川口	櫻島	櫻島	櫻島	五、三二	五、三二	五、三二	五、三二	五、三二	五、三二	五、三二	五、三二	五、三二	五、三二	五、三二	五、三二	五、三二	五、三二	五、三二	五、三二
梅田	櫻島	櫻島	櫻島	五、三一	五、三一	五、三一	五、三一	五、三一	五、三一	五、三一	五、三一	五、三一	五、三一	五、三一	五、三一	五、三一	五、三一	五、三一	五、三一
波町	櫻島	櫻島	櫻島	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三	四、九三
外各驛	片町	片町	片町	二五、二三	二五、二三	二五、二三	二五、二三	二五、二三	二五、二三	二五、二三	二五、二三	二五、二三	二五、二三	二五、二三	二五、二三	二五、二三	二五、二三	二五、二三	二五、二三
合計	到着	發送	計	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五
合計	到着	發送	計	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五	一七〇、七五

備考一 其他各驛トハ網島、今宮、汐見橋、野田ノ四驛トス。二 鐵道貨物順量總ア海運順ニ換算シタリ

第三節 仲繼貨物の集散地域

第三章 通商貿易の發展地図

仲繼各物の集散地域も略ば一般貨物と等しく、海運より鐵道に接續せるものは九州、四國、中國及近畿の瀬戸内海沿岸各港を始めとし、北支那、朝鮮及北海道方面より到着し、近畿一帶、東海、東山、北陸、山陰地方の背後地に分布せられ、鐵道より海運に連絡せるものは之と反対の經路を取れる差あるのみ。

各國への出入中最も著しきものは鐵道發送の山城仕向二十八萬八千餘噸、近江仕向八萬三千餘噸、大和仕向七萬五千餘噸、攝津仕向六萬噸及海運到着の筑前仕出二十四萬一千餘噸、肥前仕出五萬九千餘噸、豐前仕出五萬三千餘噸等なり。

仲繼貨物國別發着噸量表

國		近畿		攝河和山紀流		津泉城和伊路		國名	
中備		四國		備伊阿讀		佐波岐豫豫		磨作前中後	
一、三五	二、八四五	七、三四六	一、三五	二、三五	一、三五	二、三五	一、三五	二、三五	一、三五
一、三八	一、九九	九、四六	一、三三	一、〇五	一、〇九	一、一	一、一	一、一	一、一
二、四三	一、五七	八、三七四	三	一、五四	一、〇九	二、二九	三、三二	三、三一	二、二九
一、二八七	三四九	五、八六五	一	七、七六	一	九、八四四	五、七六二	四九、一五四	九、五七八
二、六八	七八	八、三四四	一〇〇	九七二	一〇〇	一	一	一	一
一、三九	一、五七	八、七〇八	一〇〇	九、五一四	四四、二〇九	一、八四四	五、七六一	四九、一五四	五、六九八
肥		豐		九		山陰		安周長	
肥		豐		州		丹丹出伯因		藝防門	
後		前		前		岐見雲書		水運	
二、六六	一、二六六	三九六、二三	一、二六六	二、六六	三九六、二三	一、九九	二、三三	二、四九	八、四〇
三九	五二	一八八	二二	四三	一八八	二、三三	二、三三	四、〇三	三、四五
三、三一〇	五九、二三七	二四一、六八三	一八六六	五三、四七七	三九七、〇七一	一、九八三	二、三三	六、四四	一〇、五七
一、四二五	五、七四四	四一九	六、八四四	六、五二	二、七四五	一、三三	二、三三	一、三四	二、五九
一、五九	四二	一五二	二二	七	二八	三、三三	三、三三	三、〇二	八、六〇四
一、五八五	五、八八五	五七二	七、一五五	六、五二八	二、八六三	一、一	一、一	一、〇一	九八二

連絡貨物の大宗は石炭にして、總量の四割弱を占め、殆ど全部は海運より鐵道に接續せるものなり、是に次ぐを石材、礦石類、果實、肥料、豆類、木材、セメント、棉花、棉質、セメント、煉瓦、鹽、和酒、敷物、石油等とし、其大部は海運より鐵道に接續せるものなるも、礦石及石油は鐵道より海運に接續し、和酒及敷物は海運より海運に轉送せるもの多し、各品種と集散地域との關係は前章一般貨物と異なるなきを以て省略す。

第四節 仲繼貨物の種類

中鐵貨物品重量測量表



第九章 築港集散貨物累年比較

第一節 出入貨物增加の趨勢

築港に於ける船舶貨物の出入は比年長足の發達を示し、櫻島地帶船車連絡貨物及上屋、倉庫搬出入貨物も亦從つて顯著なる増加を爲せり。

今最近三個年間に於ける發達の趨勢を見るに、築港集散海運貨物は明治四十三年に於て僅に八十萬餘噸に過ぎざりしも、翌四十四年には三割五分、二十八萬七千餘噸を増加し、更に大正元年には四割六分、五十一萬四千噸を激増して一躍百五十九萬一千餘噸に達せり。

而して出貨の増加は此期間に於て二割三分に過ぎざるも、入貨の増加は實に十四割六分に當れり、蓋し是れ主として輸入税關の築港に移轉したるに依るものなるも、亦一般貨物增加の趨勢偉大なるものあるを看取せずんばあらず、尙ほ之を貿易關係に徵するも内國十割、朝鮮一割、外國二十二割四分の增加にして、特リ輸入税關の移轉に依るものにあらざるを知るに足る。

築港出入貨物三ヶ年比較表

品名	年次	内港			外港			計		
		出	入	計	出	入	計	出	入	計
全	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
大正四年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
明治四十三年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇

築港出入貨物品種別數量二ヶ年比較表

品名	年次	内港			外港			計		
		出	入	計	出	入	計	出	入	計
穀類	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
豆類	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
米類	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
砂類	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
菓類	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
子糖類	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
食料品	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
茶葉	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
酒類	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
洋酒	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
和洋類	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
製造料	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
茶葉	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
草品	大正元年	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇
品名	年次	出	入	計	出	入	計	出	入	計

第二節 沿車連各の狀況

三

第一 櫻島連絡の増進

大阪築港には未だ臨港鐵道の敷設なく、海陸連絡設備完からず、西成線の延長して櫻島埋立地に至るあり、僅に船車連絡の一端を形成し、倉庫上屋、棧橋等稍施設の見るべきなきに非ざるも、規模狹少にして日進月歩の大勢に應する能はざるの憾あり。櫻島驛は明治四十三年四月の開設にかゝれり、其以前にありては西成線は天保山驛を終點としたるも、船舶の碇繫場と相距る遠く、海陸連絡設備亦整はず、従つて明治四十二年中の同驛取扱貨物は發送一萬五千百噸、到着九百十六噸、計一萬五千百噸に過ぎざりしが、一度天保山驛を閉鎖し櫻島驛の開始さるゝや、鐵道貨物は俄然として増加し、四十三年には發送二萬八千噸、到着二千三百噸、計三萬噸に達し、天保山驛時代に比し發送共に倍加せり、蓋し櫻島は天保山に比し船舶碇繫及荷役の安全なると、

船車連絡施設の稍見るべきあるが爲なり、之等の鐵道貨物は凡て發着共に海運に連絡せるものなり。

越て四十四年鐵道連絡貨物は發送五萬九千噸、到着三千噸、計六萬四千餘噸に達せり、茲に於てか鐵道院も見る處あり、櫻島起點の運賃を低下し、鐵道院用炭の連絡を櫻島に移し、或は線路の敷設替を爲す等、銳意同地域の利用を催進し、市に於ても上屋、倉庫、棧橋、其他諸般の施設に努めたるを以て、大正元年中の鐵道連絡貨物は發送二十一萬九千餘噸、到着一萬餘噸、計二十二萬九千餘噸に達し、既往二個年間に於て發送は六倍八分強、到着は五倍八分を増進したり。

更に櫻島に於ける全集散貨物を見るに明治四十三年中、發送は水運九萬餘噸、陸運二萬八千噸、計十一萬八千噸、到着は水運十

通五萬九千噸、陸運二十二萬噸、計二十七萬九千餘噸、到着は水通二十八萬二千噸、陸運一萬餘噸、計二十九萬二千噸、發着總計五十七萬一千餘噸に達し十五割を激増せり。

懷島海陸集散貨物三外年比較表

第二 欽 貨物の種類及輸送経路

船車連絡貨物の大宗は石炭にして石材、煉瓦、セメント、礦石、棉花、和酒及和洋紙等之に次ぐ。

大正元年中櫻島に陸揚せられたる石炭は十九萬餘噸に達し、内八萬七千餘噸は汽船、十一萬二千餘噸は帆船によりしものにし
て、其仕出地は若松十萬六千餘噸、崎戸五萬八千餘噸、本山一萬三千餘噸等なりとす、同發送十八萬二千餘噸にして、鐵道輸送
大部を占む、其仕向地は大阪以東、元西部鐵道管理局内機關庫所在地へ、輸送せられたる十一萬三千餘噸を主なるものとし、其
他個人托送にかゝるものには東は醒ヶ井、西は鷹取に至る畿内各驛に分布せられたるものなり、棉花の集散は石炭に次ぐも、鐵道
連絡輸送せられたるものには比較的少なく、大部市内各工場に消費せらる、其種類は孟買棉最も多く、到着の經路は汽船によりも
の五千九百噸、神戸より船廻漕せられたるものの一萬四千噸にして、何れも一旦上屋に收容せられ、仕分の上一部は鐵道一部は
帆船にて市内及各地に分布せらる。

石材は小豆島、兒島、倉橋島よりの小廻船回漕にかかり、殆ど全部は鐵道に連絡し、京都其他に輸送せらる。

其他煉瓦は和泉より小廻漕せられ、近江路に、セメントは佐賀及高知より汽船にて到着し、京都及大津地方に、和酒は灘五郷
より廻漕せられ、全國各地に、何れも鐵道發送せられ又礦石類は大和より北海道へ、和洋紙は富士製紙より内外各港へ、何れも
鐵道にて到着し、海運にて發送せられるものなり。

櫻島海陸集散貨物輸送經路表

到
着

第三節 倉庫及上屋出入貨物

五九二

第一款 埠頭地所在倉庫及上屋
一 稅關輸入上屋 明治四十四年四月一日大阪稅關輸入部を埠頭に移し、新設の市有上屋を輸入貨物の陸揚收容場に指定したり、爾來市は無償にて上屋の使用を許可し、可及的出入貨物に對し便宜を與へたる結果、近時輸入貨物著しく増加せると共に、長時に亘る滯貨を生ずるの弊を見るに至りたるを以て、之が整理上輕微なる使用料金を課する事とせり、開設以來の趨勢左の如し。

品 名	貿易總額												年 末現 在高 額	
	穀物及種子	砂糖	飲食	牛皮及水牛皮	其 他 皮	漆油	藥物	獸毛	紙布	礦物	金屬	玻璃及陶磁	機械材 料	
明治四十一年(自四月至十二月)	五、〇六六	三〇	八二	一、三七三	三三	一、六六六	一、三九五	五、五三	三四	四七	二、九四	一、九七〇	八、〇三九	四二、四五
明治十四年	五、〇三三	二三	二八	一、三八二	二三	一、三六二	一、三五二	五、四一六	三三	四三〇	二六四六	一、三〇九	六、八七八	一、三〇九
明治十四年	四、四九	一七	一三	三一	三〇	一、三五三	一、三六二	五、五七	三四	四七	二、八五〇	一、三四三	七、七九〇	九、三
明治十四年	五、〇二七	三〇	二〇	一、三六一	二三	一、三五三	一、三六二	五、五三	三三	四七	二、八五	一、三四三	七、七九〇	九、三
明治十四年	九、四九九	五六一	一五三	一、五〇九	五三〇	一、五〇九	一、五〇九	二、五五	七九五	九〇四	二、四九六	一、三〇九	一〇、八四五	一、二三七
明治十四年	九、四二四	五五二	一五	一、五〇九	五三〇	一、五〇九	一、五〇九	二、四七八	七六一	一、〇一六	二、四六八	一、一九九	一〇、一九七	六一八
明治十四年	九、四二四	一五	一五	一、五〇九	五三〇	一、五〇九	一、五〇九	二、四七三	七五五	一、〇一六	二、四六八	一、一九九	一〇、一九七	六一八
正月	九、四二四	一五	一五	一、五〇九	五三〇	一、五〇九	一、五〇九	二、四七三	七五五	一、〇一六	二、四六八	一、一九九	一〇、一九七	六一八
年末現在高	九、四二四	一五	一五	一、五〇九	五三〇	一、五〇九	一、五〇九	二、四七三	七五五	一、〇一六	二、四六八	一、一九九	一〇、一九七	六一八

二倉庫 築港埠頭所在倉庫の大正元年中に於ける出入貨物左の如し

築港埠頭地倉庫出入貨物品種別表

第二類 櫻島所作劍風及一月

	實 棉 織 菜 萝 莖	品
	品 名 入 出 品	
	棉 花 石 種 子 麥	
六 英	一、七、二八 三毛	三、五 壹
五 九	一、七、二八 三毛	三、五 壹
	肥 牛 煉 石 棉	品
	骨 瓦 灰 卜 實	
	料 入 出 品	
	二、五 一	二、三 壹
	一、二、五 三	四、六、三 壹
	鐵 鐵 鐵 鐵 織	品
	製	
	板 線 品 器 糸	名
	入 出 品	
	三、五 三	八、四 五
	一、五 三	九、九 五
	計	
	雜 洋 電 車 各 輛 及 附 屬 品	品
	品 紙	名
	入 出 品	
三、七 九	一、〇〇 三	一、九 三
三、六 三	一、〇〇 三	四、三 三

二倉庫

櫻島所在倉庫の大正元年中に於ける出入貨物左の如し。

櫻島所在倉庫出入貨物品種別表

品名	米大菜茱棉
入	豆種花實
出	一三二零三三三毛六四七
品	麻糸繩
名	瓜寸
入	八六三三三三三三
出	一三三三三三三三三
品	肥曹鐵鐵
名	料達線
入	九三一三一五五三三
出	七七五五七七七七
品	鉛亞鐵釘
名	板板器皿
入	三三三三三三三三
出	二二二二二二二二

大阪港勢一斑

終

附錄

附

大 阪 港 諸 規 則

一 築港出入船舶注意事項

一般海事ニ關スル法規及大阪府令ニ依ル、後項掲載ノ水路取締規則井ニ漁船航運營業取締規則ヲ遵守スペキハ謂フナ候タサルモ、本港ハ未ダ港務部ノ設置無キナ以テ、檢疫其他港内取締ニ關スル事項ハ水上警察署ノ管轄ニ屬シ、海外諸港及臺灣岸太等ヨリ來航セル船舶ニ對シテハ、海港检疫法第五條ニヨル處置ヲナシ又特ニ内務省令チ以テ傳染病流行地ト指定セラレタル地方ヲ發シ、若クハ經由シ來リタル船舶ニ對シ、船舶檢疫ヲ施行ス。

錨地ノ指定ニ關シテハ、大阪市役所港灣課ハ工事ニ支障無キ範囲ニ於テ、便宜上之ヲ指定スルコト、成リ居レリ。

注意事項左ノ如シ

一 入港後六時間以内ニ船長ヨリ左ノ事項ヲ便宜港灣課ニ届出ル事

船舶ノ名稱。所有者名。登簿噸數。仕出港。搭載貨物ノ仕出地。仕向地。品名数量。乗客人員(男女別)及乗組海員。

豫定滞留日數。

二 橋橋ニ繫留セントスルトキハ、豫メ港灣課ニ就キ場所ノ指定ヲ受ケ、船首ヲ橋頭ニ向ケ船舶ノ長サ一倍半ノ距離ニ投錨スルコト。

三 出港ノ際ハ出港時刻六時間前ニ、船長ヨリ左ノ事項ヲ港灣課ニ届出ヅルコト。

出港時刻。搭載貨物ノ仕出地。仕向地。品名数量。乗客人員(男女別)。仕向港。

四 入港中ハ灰燼、塵芥等ヲ港中ニ投棄セサル事ハ勿論、築港工事ニ障碍ヲ爲ササル様注意スルコト。

尙橋橋ヲ使用セントスルトキハ、船長ヨリ船名、登簿噸數、船ノ長サ、吃水、繫留期間等ヲ記入セル願書ヲ、繫解機ヲ使用セントスル場合ハ船名、船主、使用期間ヲ記入セル願書ヲ港灣課ニ提出スベシ。

大阪築港入港船舶特定信號左ノ如シ。

一 大阪築港内ヲ内港外港ニ大別シ更ニ各二區ニ別チ安治川口附近ヲ櫻島泊船場ト稱ス

二 入港船舶ニ對シテハ、大橋橋先端ニ設置セル信號所(高標柱五十四尺)ニ於テ錨泊、浮標繫留、機橋及橋樑繫船場附近潮流方向ノ特定信號ヲナス

(A) 錨泊信號ハ第一表ニヨリ錨泊區域浮標繫留信號ハ第二表ニヨリ繫留スヘキ浮標番號ヲ標柱横架ノ一端ニ掲ケ受信船舶ノ船名骨字ヲ他ノ一端ニ示ス

(B) 橋橋繫留信號ハ標柱標架ノ兩端ニ第三、第四表ニヨリ機橋ニ於ケル繫船場所及全所ノ潮流方向ヲ示シ中央ニ受信船ノ船名符字ヲ掲揚ス

三 受信船舶ハ全様ノ信號ヲ掲ゲア回答旗ニ代フルモノトス

四 特定信號ニ規定セサル信號ハ凡テ萬國信號法ニ據ル

(第一 表) 錨 治 信 號

信號種類	同 上	解 釋	信號種類	同 上	解 釋
O O O A	外港一區ニ適宜投錨スベシ		O Q	外港區櫻西部(傳染患病者搭載船碇泊所)ニ投錨スベシ	
C B A	外港二區ニ適宜投錨スベシ		I A	内港一區ニ適宜投錨スベシ	
I B	内港二區ニ適宜投錨スベシ				

A R 安治川河口(櫻島泊船場)ニ適宜投錨スペシ		(第 二 表) 浮 標 繫 留 信 號		信號種類 同 上 解 釋		信號種類 同 上 解 釋	
S S S S S S S S	I H G F E D C B A	南一號ニ繫留スベシ	同上	南二號ニ繫留スベシ	同上	南三號ニ繫留スベシ	同上
S S S S S S S S	I H G F E D C B A	南四號ニ繫留スベシ	解	南五號ニ繫留スベシ	解	南六號ニ繫留スベシ	解
S S S S S S S S	I H G F E D C B A	南七號ニ繫留スベシ	釋	南八號ニ繫留スベシ	釋	南九號ニ繫留スベシ	釋
S S S S S S S S	I H G F E D C B A	南十號ニ繫留スベシ	信號種類	南十一號ニ繫留スベシ	信號種類	南十二號ニ繫留スベシ	信號種類
S S S S S S S S	I H G F E D C B A	南十三號ニ繫留スベシ	同上	南十四號ニ繫留スベシ	同上	南十五號ニ繫留スベシ	同上
S S S S S S S S	I H G F E D C B A	南十六號ニ繫留スベシ	解	南十七號ニ繫留スベシ	解	南十八號ニ繫留スベシ	解
S S S S S S S S	I H G F E D C B A	北一號二號ノ二個解標ニ繫留スベシ	釋	北二號三號ノ二個ニ繫留スベシ	釋	北三號四號ノ二個ニ繫留スベシ	釋
N N S S S S S S S	H G F E D C B A	櫻島上流櫻橋ニ繫留スベシ	信號種類	櫻島下流櫻橋ニ繫留スベシ	信號種類	櫻島下流櫻橋ニ繫留スベシ	信號種類
N N S S S S S S S	H G F E D C B A	同上	解	同上	解	同上	解
N N S S S S S S S	H G F E D C B A	同 F ノ位置ニ繫留スベシ	釋	同 E ノ位置ニ繫留スベシ	釋	同 J ノ位置ニ繫留スベシ	釋
N N S S S S S S S	H G F E D C B A	同 D ノ位置ニ繫留スベシ	信號種類	同 D ノ位置ニ繫留スベシ	信號種類	同 K ノ位置ニ繫留スベシ	信號種類

(第三表) 橋 橋 繫 留 場 所 信 號

信號種類 同 上 解 釋							
大棧橋 A ノ位置ニ繫留スベシ	同上	大棧橋 E ノ位置ニ繫留スベシ	同上	大棧橋 J ノ位置ニ繫留スベシ	同上	大棧橋 L ノ位置ニ繫留スベシ	同上
同 B ノ位置ニ繫留スベシ	解	同 C ノ位置ニ繫留スベシ	解	同 D ノ位置ニ繫留スベシ	解	同 E ノ位置ニ繫留スベシ	解
同 D ノ位置ニ繫留スベシ	釋	同 E ノ位置ニ繫留スベシ	釋	同 F ノ位置ニ繫留スベシ	釋	同 G ノ位置ニ繫留スベシ	釋
停潮ヲ示ス	信號種類	停潮ヲ示ス	信號種類	停潮ヲ示ス	信號種類	停潮ヲ示ス	信號種類

二 起重機使用規程

第一條 起重機ヲ使用セントスル者ハ市長ノ承認ヲ受ケベシ

第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ直ニ左ノ區分ニ依リ料金ヲ納付スベシ

一 蒸汽起重機

揚力 一噸半迄 一臺 一時間迄每二 金壹 圓

同 十噸迄 同 同 金五 圓

到着後二十四時間以内ニ引取ラザルトキハ二十四時間若クハ其未滿ナ増ス每ニ壹箇ニ付金參錢

二 手荷物電車關係規則

第一條 本市ハ起重機使用中貨物ニ生ジタル損害ニ付賠償ノ責ニ任ゼズ

第一條 大正二年五月十二日大阪市告示第四十一號

一、手荷物運送料

壹個ニ付金五錢

二、手荷物保管料

到着後二十四時間以内ニ引取ラザルトキハ二十四時間若クハ其未滿ナ増ス每ニ壹箇ニ付金參錢

三、手荷物貯集料

壹個ニ付金五錢

四、手荷物配達料

壹個ニ付金五錢

五、手荷物損傷料

損傷ノ虞アルモノ又ハ荷送人ヨリ特ニ易損品扱ヲ以テ運送方ヲ請求シタル手荷物ノ運送料、保管料、貯集料及配達料ハ前各號料金ノ二倍トス

六、右取扱手續(電氣鐵道部達第一號)

第一條 手荷物ノ取扱方ハ其斤量ノ如何ニ拘ラズ總テ個數ニ依ル

七、手荷物ノ取扱手續(電氣鐵道部達第一號)

左ニ掲タル物件ハ手荷物トシテ之ヲ取扱ハズ

八、手荷物ノ取扱方ハ其斤量ノ如何ニ拘ラズ總テ個數ニ依ル

第一條 手荷物ノ取扱方ハ其斤量ノ如何ニ拘ラズ總テ個數ニ依ル

九、手荷物運送料

到着後二十四時間以内ニ引取ラザルトキハ二十四時間若クハ其未滿ナ増ス每ニ壹箇ニ付金參錢

十、手荷物保管料

到着後二十四時間以内ニ引取ラザルトキハ二十四時間若クハ其未滿ナ増ス每ニ壹箇ニ付金參錢

十一、手荷物貯集料

到着後二十四時間以内ニ引取ラザルトキハ二十四時間若クハ其未滿ナ増ス每ニ壹箇ニ付金參錢

十二、手荷物配達料

到着後二十四時間以内ニ引取ラザルトキハ二十四時間若クハ其未滿ナ増ス每ニ壹箇ニ付金參錢

十三、手荷物損傷料

損傷ノ虞アルモノ又ハ荷送人ヨリ特ニ易損品扱ヲ以テ運送方ヲ請求シタル手荷物トシテ之ヲ取扱ハズ

十四、手荷物電車關係規則

第一條 本規程ニ於テ保稅地域トハ堺港埠頭理立地及櫻島町地先理立地ノ内輸出入貨物陸揚船積ノ場所トシテ税關ノ指定ヲ受ケタル地域ヲ謂フ

十五、保稅地域ヲ使用セムトスルモノハ所定ノ様式ニヨリ本市申告スベシ

十六、保稅地域ニ搬入ノ日及保稅地域ヨリ搬出ノ日ハ料金微收ノ日數ニ算入セズ

十七、保稅地域内ヲ專用スルモノハ左ノ區分ニ依リ料金ヲ納ムベシ

十八、同一包裝内ニ前項第一號及第二號ノ貨物ヲ混入セルモノハ容積ニヨリ料金ヲ算定ス

十九、貨物ノ重量及容積ノ計算ハ其貨物ノ包裝ヲ加算ス

二十、容積ニヨリ料金ヲ徵收スペシ貨物ニシテ其容積ノ測度シ難キモノハ重量一千斤ヲ以テ容積二十立方尺ニ換算ス

廿一、本條ノ貨物ヲ保稅地域ニ搬入ノ日及保稅地域ヨリ搬出ノ日ハ料金微收ノ日數ニ算入セズ

廿二、保稅地域内ヲ專用スルモノハ左ノ區分ニ依リ料金ヲ納ムベシ

廿三、安治川尾南岸第三號第四號上屋

廿四、前號以外上屋倉庫及土地

廿五、第三條ノ料金ハ貨物搬出ノ際納付シ第四條ノ料金ハ一箇月毎ニ之ヲ前納スベシ

第六條 輸出移出ノ貨物關稅定率法第七條第一號第二號ノ物品及旅客ノ攜帶セル旅具ニ對シテハ料金ヲ徵收セズ

第七條 保稅地域ニ置ケル貨物ノ損害ニ關シテハ市ハ賠償ノ責ニ任セズ

築港埠頭埋立地ニ關スル規程ノ概要ヲ摘記セバ左ノ如シ

一貸貸期間ハ五年ヲ以テ壹期トス

一貸借人ハ從來貳箇年以上市内ニ居住シ現ニ直接國稅年額貳拾五圓以上ヲ納ムル者タルコト

前項ノ資格ナキ者ハ同一資格アル者ナシア保證人タラシムベシ

一埋立地ニ於テ作物ヲ築造スルニハ各區割地尻境界線ヨリ貯間ナ隔ツルコト

一公證上其他ニ障害無シト認メタル場合ハ貸借地全部若クノ一部ノ轉貸又ハ貸借權ノ譲渡ヲ許可スルコトアルベシ

一左記ノ場合ハ期限内ト雖貨借地ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムベシ

△貸借人契約ニ違背シタルトキ。△貸借人六箇月以上土地ヲ使用セザルトキ。△本市ニ於テ返還セシムルノ必要アルトキ

一本市ニ於テ貨貸シタル埋立地ヲ賣却スル場合ハ賣却ノ際現ニ貨借セル者ナシア先買ノ權利ナ有セシム

一貨貸土地等級ハ下記ノ通り

一等 一箇月一坪貨貸料金六錢以上 (三條通四丁目、四條通四丁目、五條通二丁目及三丁目)

二等 一箇月一坪貨貸料金五錢以上 (三條通三丁目、一條通二丁目、二條通四丁目、四條通三丁目)

三等 一箇月一坪貨貸料金四錢以上 (三條通二丁目、二條通三丁目、四條通二丁目、二條通三丁目)

四等 一箇月一坪貨貸料金三錢以上 (三條通二丁目、二條通二丁目)

五等 一箇月一坪貨貸料金貳錢以上 (二條通一丁目)

一經島町地先埋立地ハ當分ノ内一ヶ月一坪ニ付金五錢以上拾錢以内ノ貨貸料ヲ徵收ス

一左記各號ノニ該當スル者ニ對シテハ特ニ地位等級表ニ掲タル貨貸料ノ半額以上ヲ以テ貨貸スルコトアルベシ

一、運送營業者 二、運送取扱營業者 三、倉庫營業者 四、資本拂込額五拾萬圓以上ノ銀行營業者 五、假置場ノ特許ヲ受ケタル者

六 水路取締規則

第 一 章 通 期

(明治四十三年八月十九日大正元年九月大阪府令第十三號改正)

(公布大阪府令第六十八號大正元年九月大阪府令第十三號改正)

第一條 本明ニ於テ水路ト稱スルハ河川運河及港灣ナ謂フ

第二條 水路ニ於テハ左ノ行爲ヲ禁ス

一 水制、測量標、量水標、檢潮器、水道取水塔、水管橋、瓦斯管橋、電纜橋及其ノ保護杭ニ舟筏ヲ繫留シ又ハ之ニ障害ヲ及ボスベキ行爲ヲ爲スコト

二 他船ニ引曳セラル、舟筏ノ操舵ヲ忽ニスルコト

三 「テントウ」船體先船三十石船其他之ニ類スル船舶若ハ長二十尺以上ノ筏ヲ船夫又ハ筏夫一人ニテ運航スルコト

四 船体不相當ト認ムヘキ重量物件ヲ搭載航行スルコト

一 舟筏竹木等ノ繫留ヲ忽ニスルコト

六 土砂瓦石炭塵發芥木片等ヲ投棄スルコト

七 他ノ舟筏等ニ當口類ヲ釣シテ運航スルコト

八 大阪市堺市ニ在リテハ許可外ノ場所ニ於テ游泳ヲ爲スコト

九 安治川筋木津川筋漁港ニ於テハ本則ノ指定シタル場所外ニ船舶ヲ碇泊スルコト

十 碇泊船舶ニ故ナク看守人ヲ置カサルコト但シ解船「テントウ」船其ノ他之ニ類スル小形船ハ此ノ限リアラス

十一 入津料取立所渡船場巡航船寄航場流船繫泊場共同物揚場ノ附近ニ舟筏其ノ他ノ物件ヲ繫留スルコト

十三條 水路ニ於テ左ノ事項ヲ爲サムトスルトキハ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

四 水路ニ於テ左ノ事項ヲ爲サムトスルトキハ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

一 假足場日覆又ハ橋臺ヲ設ケ其ノ他一時水路ヲ使用セムトスルトキ

二 神輿渡御又ハ川施餓鬼ノ類ヲ執行セムトスルトキ

三 積石數二百石以上總噸數二十噸以上船舶ナ上架又ハ進水セムトスルトキ

四 積石數百石以上總噸數十噸以上ノ船舶ヲ解船修繕休航裝置ノ爲メ五日以上繫留セントスルトキ

五 多衆ナ會シ端艇競漕ナ爲サムトスルトキ

六 港川駅天滿橋上流ニ於テ長四十尺幅六尺以上ノ河川ニ於テ長四十五尺幅六尺以上ノ筏又ハ操縱自由ナラサル物件ヲ運航セムトスルトキ

七 舟筏其ノ他ノ物件ヲ占有人ノ住所氏名ヲ記シタル目標ヲ其ノ販易キ簡所ニ掲クヘシ

八 火藥類搭載船ヲ碇泊セムトスルトキ

九 航路及深筋ニ於テハ其右側ヲ航行スヘシ

一 航路及深筋ニ於テハ其右側ヲ航行スヘシ

二 航路及深筋ニ於テハ其右側ヲ航行スヘシ

三 航路及深筋ニ於テ行進フトキハ左ニ右方ニ避々ヘシ若ニ依リ難キ場合ハ上リ船ニ於テ避讓スヘシ

四 航路及深筋ヲ横切ラムトスル船舶ハ上リ船又ドリ船ニ對シ避難スヘシ

五 汽船發動機艇船端艇其他機械ナ以テ航行スル船舶ハ汽船及帆船ニ對シ避讓スヘシ

六 航路ノ屈角埠頭棧橋又ハ碇泊船ニ接シ回航スルトキハ右舷ニ見テ航行スルモノハ左廻ナ爲シ左舷ニ見テ航行スルモノハ右廻ナ爲スヘシ

第七條 船舶ハ海上衝突豫防法其ノ他法令ニ規定アル場合ヲ除クノ外溢リニ汽笛笛角又ハ號角ナ吹鳴スヘカラス

第八條 汽船ハ他船ニ危害ヲ加ヘサル程度ノ速力ニ於テ通行シ特ニ總噸數四十噸以上ノモノハ安治川筋第二區第三區木津川筋第二區内ニ於テ航効ナ失セサル程度ニ於テ航行スヘシ

第九條 航行中ハ見張ヲ嚴密ニシ若シ帆ヲ揚ケ又ハ積荷高キ等ノ爲前路ナ見透シ難キトキハ船首ニ見張人ヲ置クヘシ

第十條 船舶ハ錨ヲ船胸ニ垂下スヘカラス船舶航行中ハ投錨準備トシテ左舷錨ナ水面以下ニ垂下シ置クヘシ

總噸數百噸以上ノ汽船川筋ナ航行中ハ必要ニ應シ速ニ投入シ得ル機中籍以上ノ霧ナ船尾ニ準備シ置クヘシ

第十一條 積石數百石以上總噸數十噸以上ノ船舶川筋ニ於テ投錨シタルトキハ浮標ヲ設クヘシ

第十二條 船舶航行中ハ海上衝突豫防法第十條ニ規定セル白燈ヲ航尾ニ掲クヘシ但シ同法第七條乃至第九條ノ船舶ハ白色燈ナ以テ之ニ代用スルコトヲ得

海上衝突豫防法第七條第三號第四號ニ該當スル船舶航行中ハ同條第三號ニ規定セル燈火ヲ其ノ前方ニ掲クヘシ

第十三條 碇泊船ハ海上衝突豫防法第十一條ニ規定セル碇泊燈ヲ表出スヘシ但シ軽船「テントウ」船其ノ他小形ノ空船ハ航路ニ面シタルモノノ除外之ニ依ラサルコトヲ得

第十四條 川筋ニ於テ回轉中ノ積石數二百石以上總噸數二十噸以上ノ船舶ハ最晴易キ場所ニ書間ハ萬國信號旗共ナ夜間ハ前橋ノ頂部ニ紅燈一個ナ掲クヘシ

第十五條 船舶ノ點燈信號及航行ニ關シテハ前各條ノ外海上衝突豫防法ニ依ルヘシ

第十六條 舟筏運航上障害若ハ危險ノ虞アル場所ニ膠砂、沈没、顛覆シタル船舶、其ノ他ノ物件ハ所有者又ハ占有者ニ於テ速ニ之ヲ除却スヘシ

前項ノ除却ヲ終ル迄ハ相當ノ標識ヲ設クヘシ

第十七條 船夫及筏夫ハ年齢十八年以上ニシテ身體強壯ノ者タルヲ要ス

第十八條 警察官吏ニ於テ危害又ハ交通上ニ關シ必要アリト認ムルトキハ臨時其ノ處置ニ付指示又ハ命令スルコトアルヘシ

第十九條 大阪市堺市及其ノ接續町村ニ於テハ水路ニ臨ミタル屋根、物干、窓、手摺等ニ被破其ノ他且苦敷物品ナ懸ケ置クヘカラス

第二十條 本則ニ依ル願届ハ大阪市及其ノ接續町村ニ在リテハ水上警察官署其ノ他ニ在リテハ沿岸地所轄警察官署ニ差出スヘシ

第二十一條 大阪港界内ヲ内港外港ニ區別ス

内港ハ築港内ノ海面　外港ハ開港々則ニ定メタル大阪港ノ區域ヨリ築港内ヲ除キタル海面

第二十二條 内港ヲ左ノ二區ニ區別ス

第一區　築港門口ヨリ内方一千間ノ地點迄　第二區　第一區ヲ除キタル海面

第二十三條 内港ニ出入スル航路ハ關門口両燈臺ヨリ真方位北六十五度東南六十五度西ニ走ル二並行線内トシ航路ノ延長ハ防波堤外ニ於テハ該燈臺ヨリ五百間防波堤

安治川筋ニ出入スル船舶ハ内港第一區航路ノ南終點ヨリ其方位北四十二度四十五分東ニ八百十六間更ニ其點ヨリ北五十度十分東ニ三百十三間全航路ノ北終點ヨリ其方位北四十八度東ニ七百五十四間更ニ其點ヨリ北五十二度東ニ三百二十間ノ二線トス

二十四條 内港第一區中關門口ヨリ航路ニ沿ヒ北側三百間以内ハ燃燒シ易キ物件ヲ其南側三百間以内ハ傳染病患者ナ搭載スル船舶ノ碇泊所トシ殘餘ノ區域ハ帆船ノ假泊所トス

内港第二區ハ汽船及帆船ノ碇泊所トス但シ總噸數三百噸未滿ノ船舶ハ陸岸ニ接近シテ碇泊スヘシ

第二十四條 内港門口ヨリ内方一千間ノ地點迄　第三　章　安　治　川　筋

第二十五條 安治川筋ノ區域ハ安治川口（櫻島運河入口ト天保山燈臺トナ連結シタル一線）ヨリ上流春日出橋端建鐵橋及船津橋迄ノ間トシ左ノ三區ニ區別ス

第一區　官設鐵道線堀割口北岸ヨリ直角ニ南岸ニ引キタル一線ト安治川口迄ノ間　第二區　逆川中心ヨリ直角ニ南岸ニ引キタル一線及春日出橋ト第一區境界迄ノ間

第三區　端建鐵橋及船津橋ヨリ第二區境界迄ノ間

第二十六條 安治川筋ニ於ケル航路ハ浮橋ノ中央ヨリ左右へ各十間トス

第二十七條 安治川筋第一區ハ空船荷役未定船休航修繕船及燃燒シ易キ物件ナ搭載シタル船舶ノ碇泊所トス但シ橋梁ニ繫留スルモノ又ハ警察官吏ノ承認ヲ得タルモノ

安治川筋第二區ハ前項以外ノ各種碇泊ノ船泊所トス

安治川筋第三區ハ洋航汽船及稅關手數未濟貨物搭載船ノ碇泊所トス但シ船汽船汽艇及解船ハ元安治川橋上流北岸ニ碇泊スルコトヲ得

第二十八條 安治川筋ニ於テハ筏ヲ運航スヘカラス但シ警察官署ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 安治川筋第一區第三區ニ於テハ船舶ノ帆走ヲ爲スヘカラス但シ第二區ニ於テハ「テントウ」船劍先船其ノ他之ニ類スル小形船ハ此ノ限ニアラス

第三十條　木津川筋第一區第三區ニ於テハ木津川口浮標ノ西端迄ノ間　第四　章　木　津　川　筋

第一區　中口町南端ヨリ木津川口浮標ノ西端迄ノ間　第二區　第一區ニ屬セサル區域

第三十一條 木津川筋ニ於ケル航路ハ深筋ノ中央ヨリ左右へ各七間トス

第三十二條 木津川筋第一區ハ空船荷役未定休航修繕船及燃燒シ易キ物件ナ搭載シタル船舶ノ碇泊所トス但シ橋梁ニ繫留スルモノ又ハ警察官吏ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 木津川筋第二區ハ前項以外ノ各種碇泊ノ船泊所トス

第三十三條　木津川筋第二區ニ於テハ船泊ノ帆走ヲ爲スヘカラス

第五　章　副　則

（明治三十四年九月九日大阪府令第百十四號）

第三十四條 第三條第八號第六條第八條及第九條ニ違背シタル者及第十六條第一項ノ除却ヲ怠リタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第三十五條 第二條第一號乃至第七號第九號乃至第十一號第三條第一號乃至第七號第四條第五條第七條第十條第一項第二十八條第二十九條第三十三條ニ違背シタル者ハ二十日以下ノ拘留又ハ十五圓以下ノ科料ニ處ス

第三十六條 第二條第十九條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第三十七條 前三條ノ科料ニ關スル則ハ法人ニ在リテハ其ノ法定代表人ニ之ヲ適用ス

第四條 航客ノ運賃ハ貨物ノ種類客室ノ等級及運賃額ヲ記載シ番號ヲ附ス

第五條 乗船券ニハ發着地船名客室ニ等級及運賃額ヲ表示スヘシ

第六條 船舶ニ各客室ニ等級及旅客ノ定員ヲ表示スヘシ

定員ハ船舶検査法ノ適用ヲ受ケサル船舶ニアリテハ五歳以上十二歳未滿ノ者ハ二人五歳未滿ノ者ハ四人ヲ以テ一人ニ計算スル事ヲ得

第七條 荷安搭載ニ關シテハ左ノ規定ニ從フヘシ

一 旅客ノ住所分業者氏名年齢ア記録シ營業所ニ備へ置キ六ヶ月間之レヲ保存スヘシ
二 火薬發火性及引火性ノ物品ヲ搭載セントスルトキハ其品名數量積込及陸揚地ナ届出火薬類ハ附錄標式ノ標識其他ノ品ハ品名ヲ表記シ且危險物ト朱書シタル標札ヲ掲クヘシ但時宜ニ依リ塔載ヲ禁止スル事アルヘシ

三 汚汙又ハ惡臭ヲ發スル物品ハ客室及其附近ニ置クヘカラス

四 船内ノ通路ニハ器具貨物ヲ置クヘカラス

第八條 荷客ノ塔載及陸揚ハ明細書ニ記載アル場所ニ限ルヘシ但臨時沖出シ又ハ漏取ヲ爲ストキハ此限ニアラス此場合ニ於テハ豫メ届出ヘシ

第九條 汽船ヲ出航セントスルトキハ其出航時間ニ記載シ拔錨時ヨリ二時間前ニ届出ヘシ變更セントスルトキ亦同シ但入航ノ即日出航スルモノハ其届出ノ時間ヲ一時間前ニ減縮スル事ヲ得

回航又ハ他船ヲ以テ代航シ若クハ入航前一時間以内ニ出航セントスルトキハ拔錨前ニ届出ヘシ

第十條 河船航運ノトキハ左ノ規定ニ從フヘシ

一 速方ハ一時間三海浬ノ割合ヲ超過スヘカラス但天滿橋上流ハ此限ニ非ス

二 水先案内人ヲ船首ニ置キ進路ニ注意セシムヘシ

三 信號ハ漏笛若クハ汽角又ハ此等ノモノト同一音響ヲ發スヘキモノヲ使用シ左ノ例ニヨリ發聲スヘシ

一 發 船 長聲一發 一 着 船 長聲一發 一 航 行 長聲一發

一 右舷避讓 短聲一發 一 左舷避讓 短聲二發 一 後 進 短聲三發 一 乘 越 長短聲各二發

一 乘越應諾 長短聲各一發 一 乘越不應諾 短聲四發

四 海上衝突豫防法ニ適用セサル河川ニ於テモ夜間ハ仍同法ノ規定ニ準據シ船燈ヲ點用スヘシ

五 鬼船ノ航行スル河川及其繩曳船數ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

木津川筋 千代崎橋下流 尿無川筋 横橋 下流 淀川筋 安治川橋下流 中津川筋 春日出橋津島渡下流

以上ノ各河川ニ於テ二百石積以上ノモノハ一艘百石以上二百石積未滿ノモノハ二艘百石未滿ノモノハ三艘以下（西洋形船舶ハ一艘ヲ以テ十石ト算シ「テントウ」）船劍先船三十石船類ハ袖梁ヨリ纏繩マテノ長ハ八間以上ノモノハ百石積以上八間未滿ノモノハ百石積未滿トシ其他ノ間數船ハ六間以上ノモノハ百石積以上六間未滿ノモノハ百石積未滿トス（以下同シ）

淀川筋 難波橋下流安治川橋上流 木津川筋 千代崎橋上流 中津川筋 春日出橋津島渡上流

以上各川ニ於テ百石積以上二百石積未滿ノモノハ一艘百石積未滿ノモノハ二艘以下淀川難波橋ニ於テ百石以上二百石積未滿ノモノハ三艘以下

六 鬼船ノ曳網ハ六間以上ニ延長スヘカラス

七 鬼船ヲ解放シ又ハ停船セントスルトキハ他ノ舟筏通航ノ妨害トナラサル場所ニ於テハシ

第十二條 左ノ各號ニ該當スル事故アリタルトキハ最寄警察官署又ハ巡査派出所巡査駐在所ニ届出ヘシ但第三號ノ場合ニ於テハ之ヲ原狀ニ回復スル義務アルモノトス

一 旅客及乗組員中死傷者アリタルトキ

二 衝突坐礁其他異變アリタルトキ

三 橋梁水制工測量水標護岸堤防根固杭等毀損シタルトキ

第十三條 左ノ各號ノ行為ヲ禁ズ

一 營業所外ニ於テ乗船券ヲ實捌タコト但特ニ認可ヲ受ケタル場所ハ此限ニアラス

二 每船各室ノ定員ニ超過シタル乗船券ヲ賣出スルコト

三 乗船假切符ヲ使用スルコト

四 荷主又ハ旅客ニ獨シ定額外ノ貢錢ヲ請求スルコト

五 正當ノ理由ナク乗船ヲ拒ムコト

六 乗船ヲ進ムル爲メ船名又ハ出船時間ヲ詐リ若クハ客引人ヲ使用スルコト

七 每船十分時以上ヲ經過セシムルコト

八 他船ト速力ヲ競争スルコト

九 約束外ノ地ニ於テ強テ旅客ヲ上陸セシムルコト

十 荷主又ハ旅客ニ對シ侮慢猥褻又ハ粗暴ノ言行アルコト

十一 船内ヲ不潔ニスルコト

十二 旅客ニ不潔ノ食器又ハ不良ノ飲食物ヲ供スルコト

第十四條 警察官署ニ於テ危害豫防若クハ衛生ノ爲メ必要ト認ムルトキハ出航ノ時間ノ伸縮荷客積卸場ノ變更又ハ船体ノ使用停止若クハ其修繕ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 警察官吏ハ臨時營業所乗船券賣捌所及船舶ヲ檢查スルコトアルヘシ

第十六條 廉業又ハ廢船シタルトキ若クハ船舶検査證書船艦札明細書ニ異動アリタルトキ三日以内ニ届出ヘシ

第十七條 營業上家庭代理者雇人ノ所爲ニ付キア行爲者及營業者汽船乗組人ノ行爲ニ付キア行爲者及船長共ニ其責ニ任ス

第十八條 本則ニ定ムル顧慮ハ第二條第二項及第十二條ノ場合ヲ除ク外所轄水上警察署ニ差出スヘシ但第七條第二號及第九條ヲ適用ス

第十九條 本則第二條乃至第十三條第十六條ニ違背シタルモノ若クハ第十五條ノ検査ヲ拒ミタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス前項ノ罰則ハ法人ニ在リアハ其代表者ニ之ヲ適用ス

八 入津料徵收規則

（明治三十年二月府令第二十一號）

第一條 安治川木津川及尻無川ニ入津スル船舶ハ左ノ入津料ヲ徵收ス

日本形間數船

二間船以下 一艘二付 金貳 錢 三間船 全 金四 錢 四間船以上 全 金七 錢

日本形石數船

九

五十石以上	十石二付	金參 錢	百 石以上	全	金五 錢	百五十石以上	全	金七 錢
二百石以上	全	金七錢五厘	三百石以上	全	金七錢五厘	四百石以上	全	金八錢五厘
五百石以上	全	金九錢五厘						
四 洋 形 船								
百噸未滿	一噸ニ付	金五錢二厘	百噸以上	全	金五錢七厘	百五十石以上	全	金七 錢
第二條 入津料ハ其川筋所在ノ入津料取立所ヘ即納スヘシ入津ノ頻繁ナル船舶ノ所有者又ハ使用者ニ對シテハ壹週間分以内ヲ取經メ後納ト爲スコトヲ得 料金ヲ納付スル場合ニハ船鑑札又ハ國籍證書ヲ提示スヘシ 但シ前項ニ依リ後納スルモノハ此限りナラス								
第三條 入津料ヲ後納セントスルモノハ入津料取立所長ノ許可ヲ受クヘシ								
第四條 左ノ各號ノ一二當ル船舶ハ入津料ヲ免除ス 一、官公署ノ使用中ニ係ルモノ 二、船体修繕、試運轉又ハ海難ノ爲メ船体ニ破損ナ受ク航海ニ堪ヘシシテ入津スルモノ 三、自家耕作用船 四、遊船 五、傳馬船〔バツチーラ〕								
本條第一號及第二號ニ該當スル船舶ハ入津ノ際所有者乗組者又ハヨリ其旨入津料取立所ヘ届出ヘシ								
第五條 前條ノ届出チナサルモノハ入津料ヲ徵收ス								
第六條 入津料取立所長ハ入津料徵收ニ關シ國稅滞納處分ノ例ニヨリ處分スルコトヲ得								

附 錄 終

大正二年十二月十七日印刷

大正二年十二月二十日發行

大阪市役所港灣課

大阪市南區安堂寺橋通一丁目一番地

印 刷 者 濱 田 正 夫

印 刷 所 濱 田 日 報 社

電話南二三三八番

大阪市南區安堂寺橋西詰南二入ル

終

